

## 鳥取県告示第 137 号

琴浦町が行う土地改良事業（基幹水利施設管理事業東伯地区維持管理）の協議については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成 19 年 2 月 16 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

2 縦覧に供する期間

平成19年2月16日から同年3月8日まで

3 縦覧に供する場所

琴浦町役場

4 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ること。